

千葉県入札監視委員会平成29年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成29年8月17日（木） 千葉市ビジネス支援センター 会議室2・3	
委員	轟 朝幸（日本大学理工学部教授） 藤井 一（弁護士） ◎ 柳 久之（一般社団法人日本経営協会講師） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成28年10月1日～平成29年3月31日	
審議案件	5件	（備考） 1 審議対象期間中に13件の低入札価格調査があったこと等を報告した。 2 審議対象期間中に12件（27者）の指名停止があったこと等を報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班）

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 低入札価格調査を実施した案件について、低入札価格調査対象となった業者が「調査報告書の提出に代わる届出」を提出した理由は何か。</p> <p>○ 低入札価格調査の際に県が要求している主な書類を、低入札価格調査対象案件以外の案件についても提出を求めているかどうか。</p> <p>県の入札に参加するためには、低入札価格調査に拘わらず必ず書類を提出しなければならないということにすれば、低入札価格調査対象となった場合にのみ書類作成の負担がかかることもなくなるのではないか。</p>	<p>○ 発注者側は、調査基準価格を下回った業者についてはダンピングを行っているものであるという考えに基づいて調査基準価格を設定しているため、低入札価格調査ではダンピングを行っていないことの証明として書類を要求している。</p> <p>そのため、業者が発注者に対してダンピングを行っていないことが証明できないために「調査報告書の提出に代わる届出」が提出されると考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【江戸川第一終末処理場水処理第1系列最初沈殿池機械設備工事】</p> <p>○ 総合評価方式の本案件において、入札額で第4位の会社が施工計画で高得点を得た結果、評価値で逆転し落札者となっているが、金額を逆転させるだけの有効な提案があったのか。</p> <p>○ 入札額が最も低かった者の工事の方法、品質等が落札者として相応しくないと言える理由があったのか。</p> <p>○ 予定価格の上限で高い品質の工事を施工すべきなのか、それとも低い価格で平均的な品質の工事を施工すべき状況なのか。限られた財源の中で、あまり費用をかけるべきではないと思うが、県としてはどう考えているのか。</p> <p>○ 総合評価方式は、元々談合防止策として導入された制度ではあるが、あまりにも経済性が損なわれてしまっているように感じる。 そろそろ見直しの時期を迎えているのではないか。</p>	<p>○ 本工事の施工計画においては、本工事の特質を踏まえ発注者として特に考慮してもらいたい4項目を設定している。 落札者となった者は4項目全てに有効な提案が認められた。</p> <p>○ 最低価格入札者が落札者として相応しくないということではない。 総合評価における評価方式は加点方式であるため、落札者は最低価格入札者に比べて、価格差以上のより高い品質の工事を施工できるものと判断した。</p> <p>○ 品質が良ければ良いというオーバースペックを求めているのではなく、評価項目にある項目を施工計画上で評価しているのであり、これに対して企業が各々どのような提案をするかで点数に差がついていると考えている。 価格、技術力の双方を総合的にバランス良く評価するというのが総合評価方式の制度であるので、ご理解いただければと思う。</p> <p>○ 経済性のみを追求すると過去のダンピング等を繰り返してしまう。 将来の担い手の確保等、行政として建設業界の将来を考えるなかで、総合評価の重要性は高まっているものと考えている。</p>

○ 技術提案と価格のバランスを考慮して評価するという点については理解しているが、1点の評価値の違いが価格差よりも大きいものであるのかという点については疑問が残る。

総合評価方式の導入からかなりの年数が経過した今、今後に向けて次善の策を考えていかなければならないのではないかと感じる。

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【社会資本整備総合交付金（補助街路）工事（橋梁上部工）】</p> <p>○ 低入札価格調査対象となった者に対して、同時に調査報告書の提出を要請するのではなく、第1順位者に対してのみ調査報告書の提出を要請し、落札できる期待可能性を入札参加者に持たせるようなシステムにするのはどうか。</p> <p>○ 「低入札価格調査報告書に代わる届出」の内容に「書類の準備に時間がかかり提出日までに作成困難であるため」とあるが、低入札価格調査報告書の作成期間を延長することは考えていないのか。</p> <p>○ 低入札価格調査の際に求める提出書類は、業者にとって作成が困難なものではないのか。</p> <p>○ 入札参加時において、業者に対して予め提出書類を用意するよう求めているのか。</p>	<p>○ 第一順位者に対して低入札価格調査報告書の提出を要請し、辞退となった場合は次順位者に対して同様の措置を取るといふことにすると、調査報告書の作成期間に時間を要するため、落札者の決定が遅くなってしまふという懸念事項がある。</p> <p>○ 他県の状況を鑑みると、千葉県の下入札価格調査報告書の作成期間は平均的な期間であると考えている。</p> <p>○ 県には、物を安く調達する側面と、行政として建設業界を牽引していく責務がある。 提出書類においては、入札した価格で物を作る準備があるのか、下請けに対してシワ寄せをしていないかというところを最低限確認するものなので、必要な書類であると考えている。</p> <p>○ 入札参加時には求めている。もっとも、低入札価格調査の際に県が要求している書類は、工事が始まると全て必要となるものである。 現在は業者も自前で積算をしているため、作成した書類を調査の際にそのまま提出すれば問題ないのではないかと考えている。</p>

- 履行確保、経済性、下請保護のすべてを同時に満足させようとしているがために、調査報告書の提出が困難になっているのではないか。

業者が提出可能な書類から提出をしてもらい、書類を確認していく中で随時必要な書類を要請するといった方法をとるなどして、低入札価格調査対象となった業者の中でも、落札者として相応しい業者を拾い上げていく努力をしていただければと思う。

意見・質問	回 答
<p>事案3 指名競争入札 【和田漁港水産物供給基盤機能保全(航路浚渫)工事】</p> <p>○ 12者中10者の指名業者が辞退しているが、辞退理由は何か。</p> <p>○ 浚渫工事はこれまでに何回か行っていると思うが、今回のように12者中10者が辞退している案件は過去にもあるのか。</p> <p>○ 指名競争入札で12者指名し、10者が辞退している。12者以外にも意欲的な業者がいる可能性を考えた場合、参加希望をとって指名することはしないのか。</p> <p>○ なぜ受注者は経常JV(建設共同企業体)なのか。</p>	<p>○ 本工事は船舶を使用する海上工事であり、一般の工事とは違った特殊性があることや、天候や海象の影響を受ける工事であること、技術者の確保が難しいことが理由だと思われる。</p> <p>○ 過去の工事においても同様に、応札者が12者中2者の例がある。 これまでの浚渫工事を見ると、工事規模が大きくなるほど辞退が多くなる傾向にある。</p> <p>○ 本工事は4千万円の工事となり、指名競争入札が適用される。 かつて公募型指名競争入札が運用されていたが、一般競争入札の拡大に伴い現在は運用していない。 現在の指名競争入札制度の中で公募型の入札制度の運用が可能かどうかについては検討が必要であると考えている。</p> <p>○ 地元企業を優先して選定しているが、単独で選定基準を満足する企業がなく、東海・青木経常建設共同企業体(東海建設㈱・青木総業㈱)が選定基準を満たしていたため、指名した。</p>

○ 選定理由に該当する62者のうち、
12者を選んだ理由は何か。

○ 選定理由に該当する62者うち、完成
工事高を考慮すると27者となる。

本工事はその27者の中から12者
を指名した。

別 紙

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【中央水路水管橋補修工事】</p> <p>○ 通常、C等級の発注の場合には5者の指名なのか。</p> <p>○ 500万円未満の工事ではC等級が指名基準となっているが、高度及び特殊な技術を必要とするA等級にした理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>○ A等級の会社しか施工できないだろうという判断か。</p> <p>○ 技術困難な工事なのであれば、より多くの業者に技術力を発揮してもらうためにも5者以上指名をするという選択もあったと思うが、そのような考えはなかったのか。</p>	<p>○ 千葉県建設工事指名業者選定基準の附則に、発注金額500万円未満の工事を発注する場合において、当分の間、指名業者数を5者以上とするという規定があるので5者で指名した。</p> <p>○ 現場が直径500mmという大口径の水管橋となり、また付属施設等も設置されており、特殊な漏水補修材を使用することから、A等級を選んでいる。</p> <p>○ 一般的に在庫を持っているような材料ではないため、そのように判断した。</p> <p>○ 漏水ということで早めの対応が必要であると判断し、5者で指名を行った。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【県単災害防止工事（災害応急・筒森その3）】</p> <p>○ 法面の吹付工事は、既発注工事の契約内容として元々取り込むべき工事ではなかったのか。</p> <p>○ 早急な対応を行うために随意契約としたことは理解できるが、現場状況に精通しているという理由だけで既発注工事（県単災害防止工事（災害応急・筒森その2））と同じ業者を選定していることについては疑問が残る。</p> <p>○ 本案件に限ったことではないが、何かトラブル等が生じた時のためにも、既発注工事との関連性や、請負業者が随意契約の相手方として相応しい資格や能力を有しているのかどうかということについて、より明確にした方が良いのではないかと思う。</p>	<p>○ 当初は、雪や崩落土砂でトンネル上部の法面の状態が確認出来なかったため、崩落土砂の撤去のみとしていた。</p> <p>しかし、崩落土砂撤去後に法面の状態を確認したところ、今後風化等により再度法面崩落の恐れがあることが判明したため、その対策として引き続きモルタル吹付工事を行うことにした。</p> <p>○ 法面の恒久的な安定を図るうえで、現場に精通している業者と契約した方が、工期の短縮や工事費の縮減が望めることから、本工事の相手方として、既発注工事の請負業者と契約することにした。</p>

委員講評

- 制度そのものを運用していくとどうしても硬直的になってしまうものであり、今回の委員会でもそういった部分が見受けられた。問題点を改善してだけでなく、制度を運用する際に、この制度が設けられている理由をもう1度振り返り、しっかりと把握した上で制度を運用してもらえればと思う。

- 透明性の高い入札を目指すというのはその通りだが、結果として透明性が高まっているのかということについては疑問が残った。
入札価格の低い業者が落札をする、ということであれば県民にとっても理解しやすいが、品質の向上を目的として総合評価方式を導入したことにより、「分かりやすさ」という点では後退してしまっていると感じた。
税金を負担している県民にとってどれだけ分かりやすいか、県民にどれだけ納得を得られるかということも考えてほしいと思う。

- 役所のルールだけが先んじてしまい、「税金をどう使うか」といった県民の感覚が置き去りになっているのではないかと感じた。
また、低入札価格調査制度や、入札辞退者の問題等、本委員会で毎回議論となる問題については、委員会で受けた指摘を検討し、今後千葉県としてどのような取り組みを行っていくのかを各所属に周知することで、次の手立てに生かしてほしいと思う。